

議案第38号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月20日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例

備前市国民健康保険条例(平成17年備前市条例第149号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「42万円」を「50万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に出産した者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第38号参考資料  
備前市国民健康保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主 に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主 に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>